

建設工事に係る条件付一般競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する工事に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象工事は建設工事とし、原則として設計金額が3千万円以上のものとする。

(入札参加資格条件)

第3条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる資格及び条件を満たしていなければならない。

- (1) 発注する対象工事に対応する業種及び等級について、現に町の建設工事入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 利府町建設工事等入札参加登録業者指名停止要領（平成6年4月1日付け施行）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 当該工事に係る設計業務の受託者でないこと。また、当該受託者と資本面又は人事面において関連がないこと。

2 前項に掲げるもののほか、別に参加入札資格及び条件を設けることができるものとする。

(入札参加条件の決定)

第4条 前条第2項に規定する入札参加条件を設けるときは、対象となる建設工事を担当する課長（室長を含む。以下「工事担当課長等」という。）の内申に基づき、別に定める建設工事条件付一般入札委員会（以下「委員会」という。）において審議し決定する。

2 前項の内申は、入札参加条件設定調書（様式第1号）によるものとする。

(入札の公告)

第5条 入札執行者は、地方自治法施行令第167条の6及び利府町建設工事執行規則（平成11年利府町規則第15号。以下「規則」という。）第6条の規定により、入札に参加する者に必要な資格等を明示するための公告（以下「公告」という。）をしなければならない。

2 公告は、本町役場前掲示板に掲示するとともに、町のホームページ及び建設業界紙等に掲載することにより行うものとする。

(入札参加資格確認申請書等)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格確認申請書（様式第2号）に必要な事項を記入し、公告に定めるところにより当該申請書を入札執行者へ提出しなければならない。

2 入札執行者は、申請者から入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、当該申請書に基づき申請者の入札参加資格を確認するものとする。

3 入札執行者は、申請者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、委員会に諮り、委員会の審議により入札参加資格の有無を決定するものとする。

4 申請者から提出された入札参加資格確認申請書は、返送しない。

(入札参加資格確認結果の通知)

第7条 入札執行者は、入札参加資格の確認の結果、有資格者と認められた者に対して入札参加資格確認通知書（適格者用）（様式第3号）により通知するものとする。

2 入札執行者は、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有しないと認められた者に対しては、理由を付して入札参加資格確認通知書（不適格者用）（様式第4号）により通知するもの

とする。

(設計図書の閲覧)

第8条 工事担当課長等は、仕様書及び図面等を必要部数作成し、公告の定めるところにより閲覧に供し、又は貸出しするものとする。

- 2 申請者は、公告に定める期間中、町が指定する場所において当該仕様書及び図面等の複写をすることができる。
- 3 申請者は、閲覧場所に備え付けてある質問書(様式第5号)により仕様書及び図面等について、質問することができる。
- 4 入札執行者は、前項の規定により提出された質問書について工事担当課長等に送付し、工事担当課長等は回答書を作成し、それを閲覧場所において閲覧に供さなければならない。

(入札の執行等)

第9条 一般競争入札は、最低制限価格又は低入札価格調査制度を適用するものとし、低入札価格調査制度を適用する場合は、低入札価格調査制度実施要綱(平成12年5月1日施行。以下「低入札要綱」という。)第3条の規定により、調査基準価格を設定するものとする。

- 2 調査基準価格を下回る価格の入札をした者がいる場合は、入札を保留し、低入札要綱第5条の規定により、委員会において当該工事の適正な履行の可否を調査の上、落札者を決定することとし、入札執行者は、その結果を低入札要綱に定める入札結果通知書により入札参加者に通知するものとする。
- 3 再度入札については、指名競争等入札執行要領(平成12年5月1日施行)第5条の規定によるものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は、規則第8条及び第9条の規定により取り扱うものとする。

(入札の無効)

第11条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに指名競争等入札参加心得において示した条件等に違反した入札
- (2) 入札参加資格を有すると確認された者で、入札時点においてその入札の入札参加条件に該当しなくなった者のした入札

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、規則第22条により取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する